

旅行会規約

協同組合下越労務協会旅行会規約

(名 称)

第1条 本会は、協同組合下越労務協会旅行会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、組合員相互の親睦を図り、相助け合って融和と経営環境作りに貢献することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、協同組合下越労務協会（以下、「組合」という。）及び関連する団体の構成員ならびに組合の役職員の中から希望するものをもって構成する。

2 関連する団体は、次のとおりとする。

- ① 下越地区建設業労災保険加入組合
- ② 下越地区運送業労災保険加入組合
- ③ 下越地区建設業退職金共済加入組合
- ④ 下越地区勤労者福祉会

3 組合員のうち、加入希望者の人数は制限しない。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は、組合内に置く。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 幹 事 若干名
- ④ 会 計 1名

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、総会に於いて選出する。

(事 業)

第6条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦を図り、知識の涵養を行うための研修旅行を行う。
- ② 会員のための要望に応えるための各種事業を行う。
- ③ その他、本会の目的に沿った事業

(経 費)

- 第7条 本会の経費は、会費及び寄付金により賄う。
- 2 会費の額及びその徴収方法は総会において定める。
 - 3 寄付金は、必要によりこれを募る。
 - 4 会費は、一部を除き、原則として旅行経費に充当する。

(総 会)

- 第8条 総会は、毎年1回5月に開催し、事業計画、予算を審議決定する。
- 2 必要により、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会の議長は、会長とする。

(幹 事 会)

- 第9条 幹事会は、本会の役員全員をもって構成する。
- 2 事業の実施計画その他本会の運営に関する事項は、幹事会で定め実施する。
 - 3 幹事会の議長は、会長とする。

(会 計)

- 第10条 会計は、会の会計を処理する。
- 2 会計補助者として、組合の職員をもって充てる。

(準 用)

- 第11条 この規約にないことは、総会及び幹事会で定める。

(付 則)

- 第12条 この規約は、平成25年1月18日をもって成立し、実施する。
この規約は、平成25年10月4日一部改正実施する。
この規約は、平成26年11月1日一部改正実施する。
- 2 最初の役員は、協同組合下越労務協会の理事会で選任し、任期は、次期改選時までとする。
 - 3 最初の会費は、月額2,000円とし、毎月事務局に納入する。
 - 4 平成26年11月1日より会費月額を3,000円とする。